研修報告書

報告者: 髙柳理紗

開催日時 ： 令和 6 年 8 月 2 日(金)
場 所 ： 北農健保会館 小会議室 334(札幌市)
研修テーマ:「政策議会」をめざして～一般質問を活用し議員活動を検証する～
① 政策議会と一般質問 議員と議会の「成果」を考える
② 議員活動の対話型検証 事例と対話でめざす議員力の向上

講 師 :土山 希美枝(法政大学法学部教授)
主 催 :(株)廣瀬行政研究所

講義概要
「政策議会」の基礎理論
◎政策議会と一般質問 議員と議会の「成果」を考える(前半)
1.自治体の政策議会
2.一般質問の機能と制度
3.一般質問はなぜ機能していないのか
4.一般質問を機能させるために（論点を絞る/事実を厚くする/問いただす）
5. 政策議会の「資源」としての一般質問（議員活動の対話型検証）事例と対話でめざす議員力の向上

◎議員活動の対話型検証 事例と対話でめざす議員力の向上(後半)
グループワーク
1.自己紹介と「議員活動をめぐる疑問や悩み」の紹介
2.「議員活動をめぐる疑問や悩み」の検証
3. まとめと発表

◎所感
研修を受講したことで、議員活動における一般質問の重要性を再認識しました。一般質問は議員の知見や活動の集約であり、政策提案機能や監査機能を果たす場です。その質が議会力向上に直結し、市民の利益に繋がることを改めて感じました。特に、質問力を磨き、情報収集・分析・説明といった能力を高める必要性を痛感しました。また、議員間連携やテーマ共有による議論の深化が求められています。江別市議会でも、この学びを活かし、市政課題解決や政策形成に積極的に取り組みたいと思います。さらに、一般質問を単なる形式的な場ではなく、市民との接点や

政策資源として活用し、「実」を結ぶための工夫が必要です。この研修で得た知識を基に、具体的な提案や議論を通じて、市民福祉の向上に寄与する活動を続けたいと考えます。

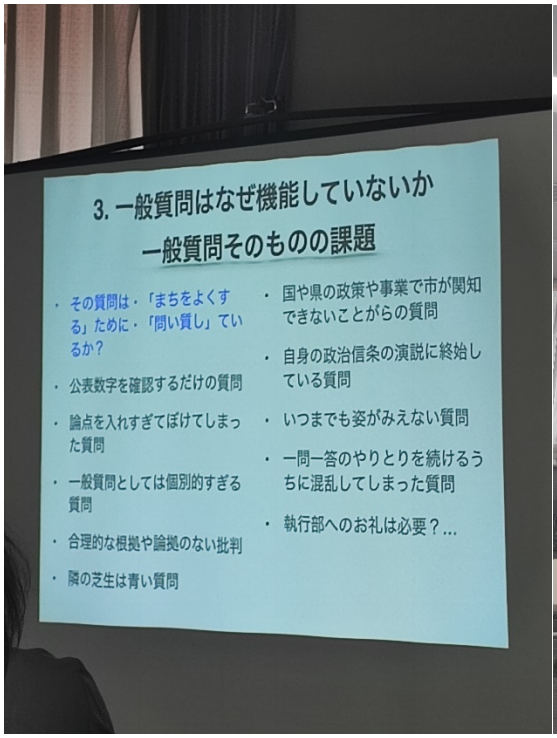

【講義内容】
政策議会と一般質問 議員と議会の「成果」を考える（午前）
1.「政策議会」の基礎理論
自治体は市民が必要不可欠とする政策や制度を整備する機構であり、その政策や制度をより良く整備していくことが目標とされる。
議会や首長はそのために種類の異なる権限を与えられた機構となる。
住民の信託は、政策や制度が成果物であり、議会の成果は議会という場で行われる議論の経過の制御ということになる。
ここでの制御とは単にブレーキという意味ではない。目的の状態にするために適当な操作・調整をするといった意味合いとなり、人が集まるところの生活における整備（ファシリティ）を行う装置的な機構として自治体を捉えていく。
くらしの変化や時代の変化によって整備の必要性が生み出されてくる。社会課題であり、社会課題の解決策が政策となる。政策の目的が違えば手段も異なってくる。
正解という政策はないに等しく、正解がないから議論が必要となる。議会での議論の末に定められるものが、その自治体の予算であり、政策執行の資源である。この予算を定めているのは執行機関ではなく、議決機関を有した議事機関としての議会となる。

2.一般質問の機能と制度（議員にとっての一般質問、議会にとっての一般質問まとめ）
議員任期中に一度も一般質問をしない議員をどう思うか。10期当選の議員が一度も一般質問をしなかったら。そもそも一般質問はしなければならないものか。各自治体議会の一般質問は機能していないのはなぜか。講師から疑問を投げかけられる。
一般質問は会議規則で定められた、標準的（デフォルト）に備えられた素晴らしい仕組みとして議会が装備しているものと認識することができる。
議員として、議会の一員として、自身の活動や知見を集約しながら、わがまちの行政全般に対して争点を提起し、監査・提案することができる機会である。また、そのまちの政策や制度の執行のあり方に監査・提案することで間接的な制御を期待することができる機会としても捉えることができる。
なぜ、一般質問が機能しないか。そもそも議員個人による残念な質問やもったいない質問、政治信条の演説などさまざまなケースはあるが、一般質問が機能していない背景や構造の課題を理解する必要がある。
根底に行政は間違わないという無謬性にかかっている議員はいないだろうか。また、議会の役目も行政の確かめ算となり、追認機関となっているのではないか。い

い質問のようでも、議員一人が訴えているように思われてしまっていないか。

3.一般質問を機能させるために(論点を絞る/事実を厚くする/問いただす)
問いただすから質問であり、その地域に必要不可欠な争点の提起を行っていくために、論点の整理をし、論法を組み立てていくことが重要である。
論点は基本的に事実と意見の 2 種類で構成されていく。現状の実態(事実)を分析することで論拠となり、論拠を踏まえた分析的な意見(事実から言えること)と地域事情に即した主張(質問の争点として言いたいこと)へと組み立てていくことで、効果的な質問となっていく。
議事録は、問いただすことによって得られた公式な見解を引き出せた記録物として、間接的な制御の成果であるということになる。
政策提案機能としては、その政策(その政策を達成するための具体的な政策や事業)についてのあり方については、(新規事業も含め)改善や廃止も含めた提起をすることが、政策提案ということになる。

4.政策議会の「資源」と「成果」
質問力は議員の総合的な政策形成能力や政治家としての活動と知見の集約であるが、議会はこれらを政策の資源として捉えていく。
政策は必ず個人の思考や発想から生まれ、争点提起が議会全体の政策資源へ転換していく仕組みが不在となっていると考えることができる。
ひとりの一般質問の限界を超えることが重要となり、複数の議員が同じテーマについて異なる論点や視点で質問を行っていく議員間の連携、議会として取り上げていくべき質問を委員会へつなげていくことや所管事務調査に加えていくことなど、議会改革としての仕組みの整備も政策資源の共有となっていく。

5.議会と議員の「成果」を市民と共有するために
議会の成果とは、多様な議論の過程によってより良く整備された政策や制度へ動かしていくことであり、その過程の根源となる政策資源を議会全体で共有し、成果を市民へ共有していくことになる。
市民へ関心の惹起を狙った取り組みを行っている鷹栖町議会のチラシでのPRや傍聴者からの評価表の取り組み、全議員参加による一般質問の磨き上げを目的とした一般質問検討会議なども成果につながる取り組みとして期待されている。

議員活動の対話型検証 事例と対話でめざす議員力の向上(午後)
1.自己紹介と「議員活動をめぐる疑問や悩み」の紹介
午前の講義を踏まえ、付箋に書き出していく手法によって受講内容の整理を行う。

青の付箋には、一般質問に関する悩みや工夫についてを記入し、ピンクの付箋については、講義中に感じた疑問点を記入していった。その後、3つのグループに分かれ、自己紹介の後に受講内容の共有や悩みの共有を行い、各々の付箋をホワイトボードへ貼り出していった。

2.「議員活動をめぐる疑問や悩み」の検証（1）
貼り出された付箋は、講師が分類化していき、順を追って講師の考えや提起された悩みの解決策について助言がなされていった。
講師からのアドバイスのなかでも、市民と対話の機会をどのように持っていくべきかという点について、議会や執行部から日時や場所を指定した機会は、市民にとってはハードルが高すぎるため、例えば、商業施設の広場でブースを設けることや夏祭りなどのイベントに出店し、住民が気軽に話せる雰囲気づくりから考えていくということは新たな発見だった。
まずは気軽に一人でも市民との対話の機会を自らつくること、自ら顔を出す工夫が大切だということを気づかされた。

3.「議員活動をめぐる疑問や悩み」の検証（2）
講師が参加者からの事前アンケートから抽出した課題について、3 つのグループに分かれてグループワークを行った。
一つ目の課題は、執行機関や議会で新しい取り組みが良しとされないことについて話し合い、議会も行政も間違ってはいけないという無謬性に囚われすぎていること、他自治体での先進事例や前例がないと動きづらいことなどが挙げられるも、しっかりと過去の経緯なども踏まえた中で議論を進めていかなければ、以前の議論の経過を考慮しない議論になってしまうことも注意する必要があるという意見などがあった。
また、政策によるケースバイケースという視点もあるが、新しいことやユニークな発想を嫌う組織や議員も一定数はいる可能性があるということも考えて議会活動を行っていくことが大切という意見などがあった。

4.「議員活動をめぐる疑問や悩み」の検証（3）
二つ目の課題については、議会に不適切な発言について議長が止めないことについてのグループワークを行った。
議長や委員長の議事進行には、議員個々の資質や能力差に問題があるといった考え方がある一方で、定例会が終わるたびに反省会をひらくべきという考えや実施している議会があるということについて共有があった。
また、議長や委員長が、質問者の質問と執行部の答弁について中立な立場で聴い

ていない姿勢がうかがえる議員もいる中で、質問内容や質問の意図を事前に説明しておくことで、スムーズな進行が促せる可能性もあるのではないかという意見もあった。

5.共有とまとめ講義項目
1 日の研修を通じて、改めての質疑応答と講師からの最後のテーマとして、議員定数について参加者一人一人が述べる機会となった。
これまで、一般質問は議会が標準装備としての素晴らしい仕組みであり、事実と分析から構成させる論拠を持って争点を明確にし、問いただすことの大切さや技術を学んできたが、その質問の機会に立つものこそ、市民の代表となる議員である。
講師は議員定数の削減は市民にとって不利益となることを議会がもっと慎重に考えるべきだと提唱していた。
登別市議会も適正な議員定数の見直しについて、議会運営委員会が議長より諮問を受け、市民との対話の機会を設けながら、議論を進めてきたところではあるが、現状維持、もしくは定数 1 増でも良いと考えている当方にとっては、講師の考えに賛同しながらも、未来を担う将来世代のことを考えた末の削減論に至っていないと認識しており、本当に削減してもいいのかということをもっと問いただしていきたいと述べた。
その他の参加者からも、本来は減らすべきではないとわかってはいるものの、市民の反応や政治家の負のイメージの払拭などに課題を感じている考えもあったが、最後に講師からは、定数を削減しても議会の活性化や議会機能の強化には期待できないことを論拠として、市民のためになる議論を進めてほしいといった内容であった。

【所管】
先日、道議会議員の質問回数について報じられた記事を拝見したところでもあるが、質問は、自らの経験の機会にもなりうるが、その機会に立つことは、住民にとっては不利益な現状や背景がそこにあるからだということを考えなければならない。質問しなければならないほどに政策の方向修正や問題提起、争点があるということが、市民にとって不利益な状態であり、その課題が解決されないままに経過することがさらなる不利益となることだ。
また、質問をせずに、他の議員の質問に賛同している議員も市民の代表としての役割である。
会派の代表質問や委員会の代表質問、一般質問の磨き上げの検討会など、さまざま手法による質問力の向上が展開されるようになると、議会はより強い組織となり、行政の監視機能と政策立案機能の向上に期待できるということを改めて感じ

た。
これからも2元代表制の地方議会での議論の質を高めていくためにも、個人としての質問力の向上に努めることはもとより、同じ志を持つ議員間での協議、会派を超えた議論や討議を大切にし、今後も市民のための政策や施策となっているのかの議論や審査に努めていきたい。